

和歌山大学と池田泉州銀行の連携協力に関する協定書

国立大学法人和歌山大学（以下「甲」という。）と株式会社池田泉州銀行（以下「乙」という。）は、次のとおり、地域社会の発展に向けて連携協力するための協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条

本協定は、甲および乙が産業、学術・研究、人材育成、まちづくり等の分野において、相互の人的・知的資源の交流・活性化を図り、相互に有意義と認められる諸事業を行うことにより、地域社会の発展に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条

甲と乙とは、次の事項について協力する。

- (1) 創業・新事業支援、その他地域経済の活性化に寄与する事項
- (2) 甲発の企業・起業家に対する事業サポートに関する事項
- (3) 学術・研究に関する事項
- (4) 人材育成に関する事項
- (5) まちづくりに関する事項
- (6) その他両者が必要と認める事項

（経費）

第3条

甲と乙が連携協定するための経費の負担については、甲乙が協議のうえ、決定する。

（協定期間）

第4条

本協定の有効期間は、締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から3ヶ月前までに、甲と乙のいずれからも異議の申し入れがないときには、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。



（秘密保持）

第5条

甲と乙とは、本協定書に基づき提供されたあらゆる情報を極秘に保ち、第1条の目的の為にのみ使用することとし、他の目的には使用しない。但し、ここでいう情報には次の各号は含まれないものとする。

- (1) 相手方から開示されたときに既に公知となっていたもの、または相手方による開示後、自らの故意または過失によらずして公知となったもの。

(2) 相手方から開示されたときに既に保有していたもの、または相手方による開示後、その情報を開示する正当な権限を有する第三者から受領したもの。

(3) 相手方からの開示後に、相手方から受領した情報によることなく独立して開発したもの。

2 甲と乙とは、本協定に基づく事業内容についても極秘に保つものとし、相手方の事前の許諾の無い限り第三者へ開示してはならない。

(協議)

第6条

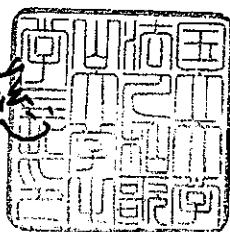
協力の形態、協力による成果の利用条件その他本協定に定めない事項または変更を必要とする事項については、甲乙協議のうえ、これを決定する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、協定書を2通作成し、甲・乙署名捺印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成23年5月24日

甲：和歌山県和歌山市栄谷930番地
国立大学法人 和歌山大学
学長

山本健慈



乙：大阪府大阪市北区茶屋町18番14号
株式会社 池田泉州銀行
頭取兼CEO

服部益隆

